

令和4年10月20日

株式会社スターエティック  
東京都渋谷区神宮前3-20-15  
中野ビル2F  
代表取締役 杉本 行央

## カスタマーハラスメントについて

日頃よりエステティックサロン Bloom をご愛顧賜り誠にありがとうございます。  
このようなお伝えをするのは大変心苦しい限りではございますが、一部のお客様へお願い  
事がございます。当社はエステティックサロンとしてお客様の施術・ダイエットサポートを  
行うことが主なサービスとなります。今年で創業18年となり、現在までに相当数のお客様  
をご対応させていただいておりますが、ご希望・ご要望につきまして社会通念上相当な範囲  
を超える行為を行うことはどうかご遠慮ください。

当社が考える“社会通念上相当な範囲を超える”該当行為とは下記の8項目です。

- ・ エステティシャン、オペレーターに対する威迫、脅迫、威嚇行為
- ・ エステティシャン、オペレーターに対する侮辱、人格を否定する発言
- ・ エステティシャン、オペレーターへのプライバシー侵害行為
- ・ 保証の範囲を超えた金銭・施術の要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求
- ・ 合理的理由のない当社への謝罪要求や当社関係者への処罰の要求
- ・ 同じ要望やクレームの繰り返し、それに伴う居座りや従業員を長時間拘束する行為
- ・ 交通費や個人的な補償など不当な金銭要求をする行為、施術後に支払いを拒否する行為
- ・ 事実とは異なる内容を SNS・口コミ等のインターネット上に投稿する行為、投稿を仄め  
かし従業員を恐喝する行為

カスタマーハラスメント行為があった場合、従業員に被害があると認めた場合にはお客  
様のご要望に応じないケースもございます。恐れ入りますが、当社が悪質と判断した場合に  
は警察・弁護士に相談の上、適切な対処をさせていただきます。

※この文章は厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を元に作成されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)